

# 重粒子線治療の対象について ～骨軟部腫瘍の場合～

## 【対象となる場合】

 手術が困難な下記の病態

- + 骨原発肉腫(脊索腫、骨肉腫、軟骨肉腫など)
- + 軟部組織原発肉腫(脂肪肉腫、未分化多形肉腫、悪性末梢神経鞘腫瘍など)

## 【対象とならない場合】

- 病気が他臓器へ広範に転移している場合  
(遠隔転移があっても転移巣への根治治療が可能な場合は、重粒子線治療対象となることがあります)
- 転移性骨腫瘍  
(他部位から発生したがんが骨へ転移した病変)
- 近傍に金属が入っている場合
- 治療範囲内に活動性の感染症がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

# 重粒子線治療の対象について ～骨軟部腫瘍の場合～

## 【費用について】

- ◆ 重粒子線治療：公的保険適用（1～3割負担）
- ※ 高額療養費制度適用：実際の負担額は収入と年齢によって決まる月ごとの自己負担上限額となります。最新の情報は厚生労働省のホームページでご確認ください

 リーフレットはこちら

[https://hic-east.jp/\\_acms2025/media-download/306/2e4e58a1e42978a1/PDF/](https://hic-east.jp/_acms2025/media-download/306/2e4e58a1e42978a1/PDF/)

